

都公共工事の労務単価

契約変更協議に応じる

党都議団の要望実る

東京都は30日、公共工事の設計労務単価にかかわる特別措置として、4月1日以降に契約した工事のうち、2012年度の労務単価で予定価格を積算した

共工事積算用労務単価の平均15%引き上げとともに発表した、前年度の単価で積算した工事も4月以降に契約する場合は、今年度の単価を適用するとの特別措置に対応した。都は受注者から要望があれば、今年度の単価を適用する契約変更協議に応じます。請求期限は契約日から2カ

月以内としています。また受注者に対し、下請企業との請負契約でも金額の見直しや、賃金水準引き上げなど適切に対応するよう要請しています。日本共産党都議団は資材費上昇、建設技能労働者の賃金上昇を受け、「国の労務単価の見直しに伴う特別措置をふまえた必要な対策を早急に行う」よう、猪瀬直樹知事あてに申し入れていました。